

## 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金検討小委員会 使用者代表委員の見解

### 1. 特定最低賃金に関する基本的考え方

特定最低賃金（以下、特賃）は、対象業種の事業者地域別最低賃金を上回る金額で一律に適用され、更にこれが守られない場合法令違反として罰金刑が課されるという大変重いもの。

このため、この調査審議にあたっては、制度の趣旨や中央最低賃金審議会（以下、中審）の答申等に基づくとともに、地域の状況など様々な要素を勘案し、慎重かつ適切に検討・判断されるべき。

### 2. 「概ね3分の1以上」の要件について

8月5日第3回最低賃金審議会に於いて、「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（以下、電子部品等）最低賃金」の労働協約ケースによる改正の申出がなされた。

この際、労働者代表委員から、基幹的労働者の32%に賃金の最低額に関する労働協約が適用されていることについて、「労働局長が『概ね3分の1以上』と認めたのであるから改正の必要性ありと認められるものである」という趣旨の意見が述べられたと理解している。

これについては、以下の点から使用者代表委員の見解は異なる。

最低賃金法では、「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定の申出をすることが出来る」「労働局長は申出があった場合において必要があると認められるときは、最低賃金審議会（以下、審議会）の調査審議を求め、その意見を聞いて、当該特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることが出来る」旨定められている。

これに関し、昭和61年2月14日中審の「新産業別最低賃金の運用方針」で「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている」などが申出の要件であり、「要件を満たす申出を受けた労働局長は原則として審議会に意見を求める」ものとされた。

賃金の最低額に関する労働協約が適用されている基幹的労働者の割合は、審議会の調査審議の要素として重要と考えるが、「概ね3分の1以上」であることは、改正の申出と労働局長が審議会に改正の必要性の諮問を行うための要件であり、審議会の調査審議を拘束するものではない。

仮に労働者側代表委員の主張のとおりだとすれば、審議会は労働局長の判断を追認するだけの機関となるが、使用者代表委員としては、審議会とは、上記1. で述べた基本的考え方の上に立ち、各代表それぞれが独立した立場から調査審議を行うものであり、特に特定最低賃金の調査審議にあっては労使のイニシアチブを重視して進められるものとする。

### 3. 本件に関する考え方

使用者代表委員としては、現行の電子部品等の特賃は、後記4. で述べる幾つかの問題点を内包していると考えているが、昨年はこれまでの審議会での対応を踏まえ、改正の必要性を認めることに反対しなかった。

過去において平成30年度に、電子部品等で賃金の最低額に関する労働協約が適用されている基幹的労働者数（以下、適用労働者数）の割合が3分の1に満たない32.5%（33.3%に対しマイナス0.8ポイント、167人不足）で申出されたことがあったが、今年度はそれを更に下回り、端数程度の差異とも言えない32%（33.3%にマイナス1.3ポイント、254人不足）での申出となった。



平成30年の際は、使用者代表委員には審議会ですべて3分の1を下回る事が開示されたにも関わらず、詳細を精査検討し意見を纏める時間も設けられず、その場で改正の必要性ありと結論付けられるに至るといふ議事運営が行われた経緯がある。

そのため今回は、労働者代表委員の説明のための十分な時間を設けていただくとともに、現行の電子部品等の特質に関する使用者代表委員の問題意識を説明し、そのような状況のもとでは適用労働者数の割合が3分の1程度の水準にあることをもって直ちに改正の必要性を認め続けることの妥当性について疑問を呈し、今年度のように3分の1にも満たないのであれば改正の必要性ありとは判断できないことを表明する。

なお、使用者代表委員としては、電子部品等の特質に関する問題については、労使を中心として十分な協議を行う中で解決が図られるべきものと考えており、今年度の審議会ですべて結論を求めるものでなく、今後の議論の課題と捉えていることも申し添える。

#### 4. 電子部品等特定最低賃金に関する問題意識

##### (1) 業種の括り方

上記昭和61年2月14日中審の「産別最賃の運用方針」では、産別最賃の適用対象業種の範囲について、「日本標準産業分類の小分類又は必要に応じ細分類によること(同種の基幹的労働者をそれぞれ含む2以上の産業を併せて1の産別最賃として設定する場合を含む。)」を原則とし、旧産別最賃から転換するものについては、「適用除外の実施状況、関係労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案しつつ、最低賃金審議会において、適用対象業種の合理的な範囲(括り方)を決定するものとする」としている。

しかしながら、現状では「電子部品・デバイス・電子回路」「電気機械器具」「情報通信機械器具」製造業の3つの中分類、16の小分類、49の細分類を一括りとしている。

このようになっている理由としては、現行の電子部品等最賃が旧産別最賃から転換された平成元年の日本標準産業分類では、「電気機械器具製造業」という一つの中分類の中にこれらの業種が含まれていたことが考えられる。

それ以降、産業構造や社会経済状況の変化に応じ日本標準産業分類が4回改定され、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具の製造業がそれぞれ独立の中分類となり、そこに含まれる小分類、細分類の再編・新設が行われたが(資料1)、当県の審議会ではこの間に業種の括り方について見直しが行われていなかったものと思われる。

第3回審議会に労働者代表委員から提出された資料(資料2)では、協約適用の17事業所だけ見ても、主要生産品目は「スーパーLSI」「シリコンウェハー」「二次電池」「変圧器」「電気照明器具」「暖房、調理器具」「電気照明器具」「植物工場システム」など全く別のものである。

このように、明らかに「基幹的」業務の共通性が認められない全く異なる業種を一括りにして最低賃金を課す現行の電子部品等の特質のあり方は、合理性・妥当性を欠いている。

##### (2) 労働協約の適用事業所数割合

現行の電子部品等の特質は、労働協約の適用労働者数のおおよそ3分の1あることにより、残りのおおよそ3分の2にも特質が課せられている。

今年度については、第3回審議会の資料(審議会資料No.2)によれば、電子部品等の使用者数は全体で439に対し、申出の根拠としている労働協約のある使用者数は17で僅か4%にすぎず、またその殆どが県外の大企業・大手企業の関連となっている。

更に、17使用者の基幹的労働者数の一使用者あたりの平均は371人であるが、残り422使



用者のそれは32人であり、17使用者の10分の1以下である。

つまり、県内企業の多くで企業内最低賃金について合意が出来ていないにも関わらず、僅かな数の県外大手企業における労働協約の存在をもって残りの大部分の地場中小企業にも特賃が課されていることになる。

大手と中小の格差縮小自体には反対するものではないが、これまでの改正の必要性審議においては、このような事も含め、県内企業の状況など本来考慮されるべき要素について検討されることなく、適用労働者数の割合が3分の1あることをもって決定がなされていたものと思われる。

電子部品等の特賃と県最賃の差が年々縮小し（資料3）、現行の電子部品等の特賃936円が今回申出に係る17使用者の加重平均1,062円より現行県最賃859円に近づいているのはそうした事が反映されているものとも言える。

### （3）労働協約の適用労働者の割合の水準

最近の電子部品等の適用労働者数の割合は、「3分の1」を大きく上回るとは言えない水準で推移している。

「概ね3分の1」が審議会の調査審議における直接的要素ではないことは前述したが、審議会の調査審議における適用労働者数の割合の考え方については、次の事例が参考になると考える。

その事例とは、昨年度の当県の各種商品小売業の特賃の改正の必要性審議に関する検討小委員会で労働者代表委員から挙げられた「労働協約の地域的拡張適用」である。

これは、労働組合法に「一つの地域において従業する同種の労働者の大部分が一つの労働協約の適用を受けるに至ったときは、労働委員会の決議により厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従事する同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受ける決定をすることが出来る」旨定められているもので、「『一つの』労働協約の適用を受ける」「労働委員会の決議により都道府県知事が決定」などの点以外で労働協約ケースによる特賃と類似する制度である。

最近では、令和2年8月7日に株式会社ヤマダ電機、株式会社ケーズホールディングス（ケーズデンキ）、株式会社デンコードーの労働組合が茨城県他4県にまたがる店舗の年間所定休日に関する労働協約について申立てた事例がある。

この申立てについて、中央労働委員会の決議は、「茨城県全域」のみを一つの地域と認め、これら大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者を同種の労働者としたうえで、この地域内の大型家電量販店としての使用者5、店舗数55、同種の労働者662名のうち、一つの労働協約を結んでいる使用者が3（60%）、店舗数51（92.7%）、同種の労働者が601名（90.8%）あることから「大部分」に該当するとし、この労働協約の地域的拡張適用が適当であると決議した。

なお、本件に関するある論評（情報労連レポート2021.12「労働協約の力を生かす地域的拡張適用の意義を知る」）では、「『大部分』について先例では74%以上となっている」とあるが、これは労働組合法17条の「一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする」との定めも参考とされているものと考えられる。

また、平成3年度には少なくとも神奈川県、愛知県の電子部品等の特賃（労働協約ケース）で改正が行われておらず、また8月10日各種商品小売業の特賃に関する検討小委員会で労働者代表委員から提示された資料によれば、平成3年度全国の各種商品小売業の特賃のうち労働協約ケースにより改正の申出がされたもの15件のうち6件が必要性なしとされており、他県では実質の伴った審議のうえ、必要性の有無について判断されていることが窺える。

以上



# ◇日本標準産業分類 比較表

資料 1

H元年当時 (S59改定)

現在 (H25改定)

産業分類	項目名
30	電気機械器具製造業
301	発電機・送電用・配電用・電圧用電気機械器具製造業
3011	発電機・電動機・その他の回転電気機械器具製造業
3012	変圧器類製造業 (電子機器用を除く)
3013	閉鎖装置製造・配電盤・電力制御装置製造業
3014	配線器具・配線用部品製造業
3015	電気送電機製造業
3016	内燃機関電気品製造業
3019	その他の産業用電気機械器具製造業 (中用用、船舶用を含む)
302	民生用電気機械器具製造業
3021	民生用電気機械器具製造業
303	電球・電気照明器具製造業
3031	電球製造業
3032	電気照明器具製造業
304	通信機械器具・同軸ケーブル器具製造業
3041	有線通信機械器具製造業
3042	無線通信機械器具製造業
3043	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
3044	電気音響機械器具製造業
3045	交通信号保安装置製造業
3049	その他の通信機械器具・同軸ケーブル器具製造業
305	電子計算機・同軸装置製造業
3051	電子計算機・同軸装置製造業
306	電子応用装置製造業
3061	X線装置製造業
3062	ビデオ機器製造業
3069	その他の電子応用装置製造業
307	電気計測器製造業
3071	電気計測器製造業 (工業計測を除く)
3072	工業計測器製造業
308	電子機器用・通信機器用部品製造業
3081	電子管製造業
3082	半導体素子製造業 (光電変換素子を除く)
3083	集積回路製造業
3089	その他の電子機器用・通信機器用部品製造業
309	その他の電気機械器具製造業
3091	蓄電池製造業
3092	一次電池 (乾電池、湿電池) 製造業
3099	他に分類されない電気機械器具製造業

産業分類	項目名
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
280	0 管理、補助的経済活動を行う事業所 (28電子部品・デバイス・電子回路製造業)
2800	主として管理事務を行う本社等
2809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
281	電子デバイス製造業
2811	電子管製造業
2812	光電変換素子製造業
2813	半導体素子製造業 (光電変換素子を除く)
2814	集積回路製造業
2815	液晶パネル・フラットパネル製造業
282	電子部品製造業
2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
283	記録メディア製造業
2831	半導体メモリメディア製造業
2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
284	電子回路製造業
2841	電子回路基盤製造業
2842	電子回路実装基盤製造業
285	ユニット部品製造業
2851	電源ユニット・電源変換ユニット・コントロールユニット製造業
2859	その他のユニット部品製造業
289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
290	管理、補助的経済活動を行う事業所 (29電気機械器具製造業)
2900	主として管理事務を行う本社等
2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
291	発電機・送電用・配電用電気機械器具製造業
2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械器具製造業
2912	変圧器類製造業 (電子機器用を除く)
2913	電力閉鎖装置製造業
2914	配電盤・電力制御装置製造業
2915	配線器具・配線用部品製造業
292	産業用電気機械器具製造業
2921	電気送電機製造業
2922	内燃機関電気品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業 (中用用、船舶用を含む)
293	民生用電気機械器具製造業
2931	ちゅう房機器製造業
2932	空調・住宅用冷暖房器具製造業
2933	衣類衛生関連機器製造業
2939	その他の民生用電気機械器具製造業
294	電球・電気照明器具製造業
2941	電球製造業
2942	電気照明器具製造業
295	蓄電池製造業
2951	蓄電池製造業
2952	一次電池 (乾電池、湿電池) 製造業
296	電子応用装置製造業
2961	X線装置製造業
2962	医療用電子応用装置製造業
2969	その他の電子応用装置製造業
297	電気計測器製造業
2971	電気計測器製造業 (別掲を除く)
2972	工業計測器製造業
2973	医療用計測器製造業
299	その他の電気機械器具製造業
2999	その他の電気機械器具製造業
30	通信機械器具製造業
300	管理、補助的経済活動を行う事業所 (30通信機械器具製造業)
3000	主として管理事務を行う本社等
3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
301	通信機械器具・同軸ケーブル器具製造業
3011	有線通信機械器具製造業
3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
3013	無線通信機械器具製造業
3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
3015	交通信号保安装置製造業
3019	その他の通信機械器具・同軸ケーブル器具製造業
302	電球・音響機械器具製造業
3021	ビデオ機器製造業
3022	デジタルカメラ製造業
3023	電気音響機械器具製造業
303	電子計算機・同軸装置製造業
3031	電子計算機製造業 (パーソナルコンピュータを除く)
3032	パーソナルコンピュータ製造業
3033	外部記憶装置製造業
3034	印刷装置製造業
3035	表示装置製造業
3039	その他の周辺装置製造業

## 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の 事業所名と雇用労働者数の概数

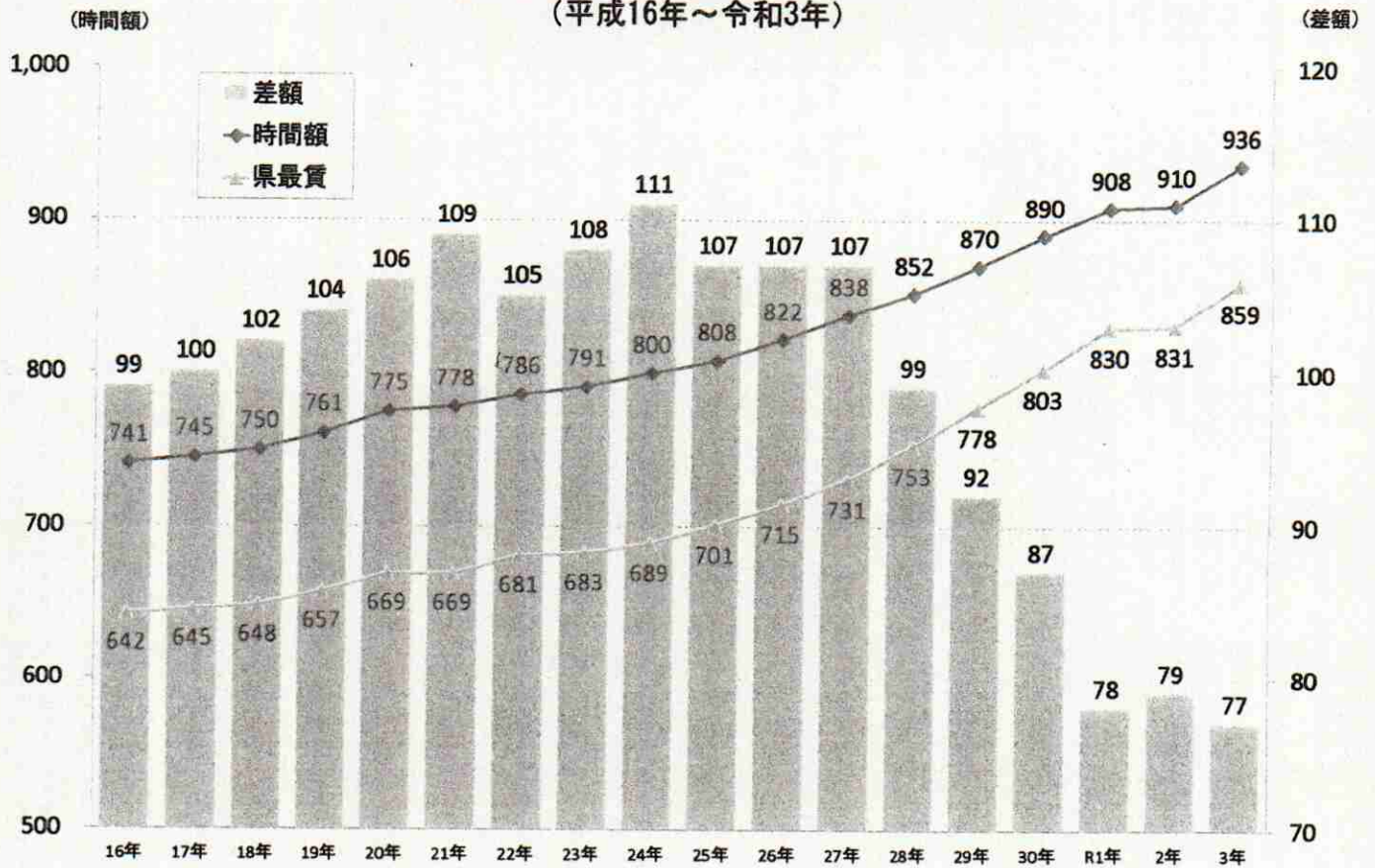
2022年度

産業名	No.	事業所名	主要生産品目	産業分類	労働者数
電気機械器具製造業	1	(株)日立産機システム中条事業所	開閉装置変圧器	291	306
	2	富士通フロンテック(株)新潟工場	電算機端末機器	303	189
	3	タワーパートナーズセミコンダクター(株)新井工場	IC、超LSI生産	281	378
	4	パナソニック株式会社ライフソリューションズ社新潟工場	電気照明器具	294	636
	5	東芝ホームテクノ(株)	暖房、調理機器	293	400
	6	オン・セミコンダクター新潟(株)	集積回路製造業	281	576
	7	東芝ソリューション(株)新潟事業所	その他の電気機械器具製造業	294	65
	8	OKIサーキットテクノロジー(株)	多層プリント基盤	284	80
	9	ケミコン長岡(株)	民生用電気附属部品	293	85
	10	日本ケミコン(株)新潟工場	電解コンデンサーに使用される電解箔	293	115
	11	TDKラムダ(株)	スイッチング電源	282	370
	12	新光電気工業(株)新井工場	IC組立	281	754
	13	グローバルウェーハズ・ジャパン(株)	シリコンウェーハの製造および販売	281	855
	14	(株)FAMS	その他の電気機械器具製造業	294	33
	15	新潟太陽誘電(株)	電子部品の製造	282	1,215
	16	(株)東芝柏崎工場	二次電池「SCiB」	295	178
	17	新潟電子工業(株)	その他の電気機械器具製造業	294	117
合計	-	17 事業所	-	-	6,352



資料3

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金額の推移  
(平成16年～令和3年)



	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年
時間額	741	745	750	761	775	778	786	791	800	808	822	838	852	870	890	908	910	936	
時間額(県)	642	645	648	657	669	669	681	683	689	701	715	731	753	778	803	830	831	859	
差額	99	100	102	104	106	109	105	108	111	107	107	107	99	92	87	78	79	77	